

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ（臨時号）

令和3年6月21日発行 沼田町新型コロナウイルス感染症対策本部(役場保健福祉課☎35-2120)

北海道の緊急事態宣言は6月20日に解除され、6月21日から7月11日はまん延防止等重点措置区域になります。これに伴い、町内の公共施設の開館等は下記のとおりとなります

施設名	開館（運営）時間	対応
生涯学習総合センター「ゆめつくる」（図書館含む）	通常運営	札幌市にお住まいの方の利用はご遠慮ください。
町民体育館・町民会館・各地区活性化センター		
B&G 海洋センター・町民パークゴルフ場		
田島公園		
化石体験館	ミニ発掘体験は中止（持ち帰りのみ）	
沼田学園沼田小学校・中学校	通常授業	
学童保育所「こどもつくる」	通常開所	
子育て交流広場「えがお」	通常開所	札幌市にお住まいの方の利用はご遠慮ください。
暮らしの安心センター	通常開所	
なかみちカフェ	通常運営	
トレーニングルーム	17:15～20:00	
健康カラオケ	休止	

6月21日以降の町主催各種行事等について

町主催行事等は、順次再開いたします。詳しくは、各担当課からお知らせ致しますので、感染防止対策の上でご利用、ご参加ください。

裏面もご覧ください

【 6/21～7/11 】 本町を含む札幌市以外の市町村への要請 ※一部抜粋

(札幌市は措置区域として、下記のほかに重点的な要請がなされています。)

◆ **感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出や移動を控える。**

通院、生活必需品の買物、出勤、屋外での運動や散歩等、生活や健康維持のために必要な外出以外は控えてください。なお、混雑している場所や時間を避けてください。

◆ **重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方）と接する際は、リスク回避行動を徹底する。**

◆ **札幌市との不要不急の往来は控える。**

◆ **不要不急の都道府県間の移動、特に「緊急事態措置区域（沖縄）」及び「まん延防止等重点措置（東京、埼玉、千葉、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡）」との不要不急の往来は極力控える。**

◆ **感染防止対策が徹底されていない、営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控える。**

◆ **食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話はマスクを着用する。（「黙食～食事は静かに、会話はマスク～」の実践）**

◆ **路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。**

◆ **イベント等開催にあたっては、業種別ガイドライン及び人数の上限や収容率等を遵守する。**

◆ **休憩場所や食事場所等、感染リスクが高い職場での行動に注意する。**

◆ **感染防止対策が徹底されない場合、カラオケ設備の提供を行わない。**

◆ **学校教育活動における感染防止対策を徹底する。**

※江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市には、上記に加えて、飲食店の営業時間短縮や酒類の提供時間の制限等の要請がなされています。